

## 随意契約理由書

1 業 務 名	電子課金の運用に関する海外事例調査研究業務
2 業 者 名	一般財団法人 道路新産業開発機構
3	
<p>本業務は、将来的な課題である車載器未搭載車への課金方法を検討するものである。E T Cシステムを補助する課金方式として、現行E T Cシステムを構成するナンバープレート読取装置を活用する料金課金システム（海外事例）を調査のうえ、各料金所における無人化を含めた効率的な料金收受のあり方を検討するものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>① 日本のE T Cシステムに精通していること。</p> <p>② 海外情報の収集・分析を行いE T Cの海外事例に精通していること。</p> <p>が求められる。</p> <p>一般財団法人道路新産業開発機構（以下、「特定公益法人等」という。）は、</p> <p>① I T Sの国際標準化において、料金收受分野で国内分科会の事務局となっており、日本のE T C技術の国際標準化に貢献した実績がある。</p> <p>② 特定公益法人等の活動基本方針として、海外情報の収集・分析を実施している。</p> <p>よって、本業務の実施にあたり、特定公益法人等が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、契約の相手方として選定する。</p> <p>なお、当該特定公益法人等以外の参加者の有無を確認するため、本業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満足することを確認する書類（参加意思確認書）の提出を求める公募を実施したが、公募期間中に参加意思を表明する者がなかったため、一般財団法人道路新産業開発機構を選定することとする。</p> <p>以上のことから、本件は、その性質上競争に付することが適当ではなく、阪神高速道路株式会社契約規程第2条2号に該当するものであると認められることから、一般財団法人道路新産業開発機構と随意契約するものである。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	